

組合員種別

3

# 任意継続組合員申出書 (通年用)

審査 受付

組合員証番号

\* 退職日まで引き続く組合員期間が、1年と1日以上ある方のみ申し出ることができます(引き続く公務員共済の加入期間は通算されます)。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

申出書が当支部に到着してから、2～3営業日程度で経理担当より掛金納付書を発送  
掛金の振込みが確認できてから、2～3営業日程度で任意継続組合員証を発送

氏名 (姓) (名)

(3月31日退職者は専用の

|      |  |            |              |                 |   |     |                      |            |   |     |    |
|------|--|------------|--------------|-----------------|---|-----|----------------------|------------|---|-----|----|
| フリガナ |  | 生年月日       |              | 資格取得日(組合員証より転記) |   | 退職日 |                      | 申出書を利用すること |   | 退職時 |    |
| 漢字   |  | 性別         | 元号           | 年               | 月 | 日   | 元号                   | 年          | 月 | 日   | 年齢 |
|      |  | 男:1<br>女:2 | 昭和:3<br>平成:4 |                 |   |     | 昭和:3<br>平成:4<br>令和:5 |            |   |     |    |

組合員証に記載されている資格取得日から退職日までの期間が1年と1日未満の場合、引き続く公務員共済への加入がある場合のみ記入してください。

組合員期間

任意継続資格取得日

任意継続満了日

|                |      |                |    |   |   |   |
|----------------|------|----------------|----|---|---|---|
| 昭和<br>平成<br>令和 | 共済組合 | 昭和<br>平成<br>令和 | 支部 |   |   |   |
| 年              | 月    | 日              | ～  | 年 | 月 | 日 |
| 昭和<br>平成<br>令和 | 共済組合 | 昭和<br>平成<br>令和 | 支部 |   |   |   |
| 年              | 月    | 日              | ～  | 年 | 月 | 日 |
| 昭和<br>平成<br>令和 | 共済組合 | 昭和<br>平成<br>令和 | 支部 |   |   |   |
| 年              | 月    | 日              | ～  | 年 | 月 | 日 |
| 昭和<br>平成<br>令和 | 共済組合 | 昭和<br>平成<br>令和 | 支部 |   |   |   |
| 年              | 月    | 日              | ～  | 年 | 月 | 日 |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 年 | 月 |  |
|---|---|--|

|      |   |   |   |      |   |   |   |
|------|---|---|---|------|---|---|---|
| 元号   | 年 | 月 | 日 | 元号   | 年 | 月 | 日 |
| 令和:5 |   |   |   | 令和:5 |   |   |   |

\*\* 記入不要 \*\*

\*\* 記入不要 \*\*

この申出書に現職時の組合員証等(裏面参照)を添付してください。  
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合大阪支部長 様  
令和 年 月 日

住所  
組合員  
氏名  
電話番号  
(自署)

任意継続掛金払込方法 (1、2のどちらかに○をつけてください)

|   |                        |
|---|------------------------|
| 1 | 1年(一括)払い (振込用紙利用 割引あり) |
| 2 | 毎月払い (振込用紙利用 割引なし)     |

退職日の属する月の標準報酬月額

|    |            |
|----|------------|
| 等級 | 標準報酬月額 (円) |
|    | 0 0 0      |

掛金の振込みがない場合  
任意継続組合員証は  
発行されません!

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属所名  
所属所長名  
電話番号

受付印(※)

(※)受付印については、所属所にて受付印(又は公印)を押印してください。

## 任意継続組合員の申出について

- ・申出は、退職日から起算して20日以内に、この申出書に「組合員証」等を添えて郵送にて公立学校共済組合大阪支部医療資格グループ資格担当へ提出してください。  
\*1
- ※申出期間(退職日から20日)以降の申し出の提出は、受付できません。
- ・「組合員証」等とは、「組合員証」、「組合員被扶養者証」(交付者のみ)、「高齢受給者証」(交付者のみ)、「限度額適用認定証」(交付者のみ)、  
\*1  
「特定疾病療養受療証」(交付者のみ)のことをいいます。
- ・退職後、社会保険制度等(当共済組合を含む)の適用を受け、被保険者となられる場合は、任意継続組合員の申し出はできません。  
申出後に被保険者となられた場合は、必ず「任意継続組合員資格喪失申出書」を提出してください。
- ・掛金の納付について、1年(一括)払い、半年払いの方法のみ掛金の割引きがあります。  
(前納割引率、年4.0%複利)

## 任意継続組合員申出書の記入について

太枠の項目をご記入ください。

## 任意継続組合員申出書の送付先

〒540-8571 大阪府庁内  
公立学校共済組合大阪支部 医療資格グループ 資格担当 宛

## お問合せ

|                    |     |          |              |
|--------------------|-----|----------|--------------|
| 任意継続組合員の加入、被扶養者の認定 | ・・・ | 資格担当(直通) | 06-6941-3164 |
| 任意継続組合員の掛金         | ・・・ | 経理担当(直通) | 06-6941-2857 |
| 短期給付               | ・・・ | 医療担当(直通) | 06-6941-2867 |